都市計画法第32条に基づく協議申請書

(道路河川保全課)

都市計画法第32条の規定により、新たに設置される公共施設について別紙協議書のとおり協議を行いたく申請します。									
令和 年	月 日								
足利市長 早川 尚秀	あて								
	申請	者	所名						
開発区域に含まれる 地域の所在及び地番									
開発行為の概要	開発区域の	o面積(m²)	第	新たに設置される公共施設					
	実測	r	n ² 種	類	面	積 (m²)			
	公簿	r	n^2						
	予定	建築物)						
開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意の手続状況									
				受 付	処 理	欄			
その他									

協議書

申請者

が、足利市

において施行する開発行為により新たに設置される公共施設については、申請者と足利 市長との間に下記のとおり協議が成立した。

令和 年 月 日

足利市長 早川 尚秀 印

住 所

申請者

氏 名

印

記

1 新たに設置される公共施設の種類

道路	幅	員(m)	延 長(m) 面	積(m²)	構	造
区画道	路						
取付道路	各						
接続道路の拡幅部	部分						
排水施設	뀻						
その他	1_						

- 2 新たに設置される公共施設については、市に無償で帰属するものとする。
- 3 新たに設置される公共施設の通常の維持管理(破損等の補修)は、完了後3年間申 請者が行い、これに係る費用負担については、申請者の負担とする。
- 4 工事着工時において、関係法令等が改正になった場合は、市と再度協議を行うこと。
- 5 道路法第24条、第32条及び法定外公共物使用許可等については、別途申請する こと。
- 6 電柱等は、民地に設置すること。
- 7 市に帰属する道路及び水路については、実測面積と登記面積を一致させること。
- 8 新たに帰属する道路から既存道路への進入口には停止指導線及び交差点標示を設けること。
- 9 その他の事項については、足利市開発許可等審査基準による。